

<報道発表資料>

カテゴリー:お知らせ

令和4年11月18日

埼玉県犯罪被害者週間街頭キャンペーンの実施 ～11月25日から12月1日は「犯罪被害者週間」です～

(同時発表:さいたま市・春日部市各記者クラブ)

国では、毎年、犯罪被害者等基本法の成立日である12月1日以前の1週間(11月25日から12月1日まで)を「犯罪被害者週間」と定め、全国的に啓発事業を実施しています。

そこで、県では、この犯罪被害者週間に合わせて、5自治体等と連携し、「犯罪被害者週間街頭キャンペーン」を実施し、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の重要性について広報・啓発活動を行います。

1 実施日時/場所(予定)

- 11月25日(金) 14:00～15:00/浦和駅(さいたま市)
- 11月25日(金) 15:00～16:00/川口駅(川口市)
- 11月25日(金) 15:00～16:00/イオンモール春日部(春日部市)
- 11月25日(金) 14:00～15:00/朝霞台駅(朝霞市)
- 11月25日(金) 14:00～15:00/新座市役所(新座市)
- 11月29日(火) 15:00～16:00/東川口駅(川口市)

2 参加者

- 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター
(県・県警察・(公社)埼玉犯罪被害者援助センター)
- 犯罪被害者支援学生ボランティア Aya(彩)(登録者数115名(R4.10末現在))
- 市町村
- 警察署